

中央勞働委員会事務局分譯規程を  
次のよう規定する。

公事定す

204



裏面白紙

官報登載案

○中央労働委員会事務局分課規程を次のよう  
制定<sup>しゆてん</sup>し、二月廿五日<sup>からいと</sup>施行<sup>しつけん</sup>した。



裏面白紙

厚生省訓第七五號

中央労働委員會

中央労働委員會事務局分課規程を次のように定める。

昭和二十二年二月十五日

厚生大臣 河合 良成

右訓令する。

246

中央労働委員會事務局分課規程（案）

第一條 中央労働委員會事務局に左の各部を置く

第一部

第二部

第三部

第二條 第一部は庶務及び議事に關する事項、局内庶務の綜合調整並びに

局外との連絡に關する事項を掌り、庶務課及び議事課の二課を置く

中央労働委員會

第三條 ~~總務課~~ に於ては左の事務を掌る。

一 会長及び事務局長の秘書に關する事項

二 会印及び事務局印の管守に關する事項

三 局員の身分進退及び服務に關する事項

四 文書の發受編纂及び保存に關する事項

五 成案文書の審査及び進呈に關する事項

六 算及び會計に關する事項

会計  
ムツカシイ文字

中央労働委員會

- 七 財産及び物品の取扱に關する事項
- 八 働人の進退及び監督に關する事項
- 九 局中 取扱に關する事項
- 十 ~~他の~~他課の所管に屬しない事項
- 第四條 議事課においては左の事務を掌る。  
一 會議の招集及び開催に關する事項
- 二 會議の記録及び資料の整備に關する事項
- 三 委員、調停委員及び幹部員に關する事項
- 四 勢効關係資料の蒐集編纂並びに刊行に關する事項
- 五 涉外連絡に關する事項
- 六 関係他機關との連絡に關する事項
- 七 局内事務の企畫及び綜合調整に關する事項
- 第五條 第二部は労働組合關係法令の適用に關する事項を掌り審査課及び  
相談課の二課を置く。

第六條 委査課に於ては左の事務を掌る。

249

一労働組合の資本認定に関する事項

二労働組合規約の考査に関する事項

三労働組合の法令違反に関する事項

四労働組合法第十一條違反に関する事項

五労働組合の適用に関する事項

六労働組合法及び労働調査監査法による委員会の職務運営

### 中央労働委員會

の奉事に關する事項

第七條 相談課にては左の事務を掌る。

一労働組合の組織及び活動並びに労働契約に関する相談指導に関する事項

八事項

二労働組合の調查研究及び建議に関する事項

第八條 第三節は労働爭議の調停並びに解決のための斡旋、調停及び仲裁に

關する事項を掌り、斡旋課及び調停課の二課を置く。

第九條 斡旋課に於ては左の事務を掌る。

一團體交渉の斡旋に關する事項

二勞働爭議の防護及び斡旋に關する事項

第十條 調停課に於ては左の事務を掌る。

一勞働爭議の調停に關する事項

二勞働爭議の仲裁に關する事項

中央労働委員會事務局分課規程(表)

第一條 中央労働委員會事務局に各部を置く

第一部 第二部

第二部 第三部

第三部

第二條 第一部は庶務及び議事に關する事項、局内事務の綜合調整並びに局外との連絡に關する事項を掌り、総務課及び議事課の二課を置く

第三條 総務課においては左の事務を掌る。

一 会長及び事務局長の秘書に關する事項

二 会印及び事務局印の管守に關する事項

三 局員の身分進退及び服務に關する事項

四 文書の發受編纂及び保存に關する事項

五 成案文書の審査及び進達に關する事項

六 予算及び会計に關する事項

七 財産及び物品の取扱に關する事項

八 働人の進退及び監督に關する事項

九 局中取締に關する事項

十 その他他課の所管に屬しない事項

第四條 議事課においては左の事務を掌る。

一 會議の招集及び開催に關する事項

二 會議の記録及び資料の整備に關する事項

三 委員、調停委員及び幹旋員に關する事項

四 勞働關係資料の蒐集編纂並びに刊行に關する事項

五 涉外連絡に關する事項

六 關係他機關との連絡に關する事項

七 局内事務の企畫及び綜合調整に關する事項

第五條 第二部は労働組合關係法令の適用に關する事務を掌り審査

課及び相談課の二課を置く。

第六條 審査課においては左の事務を掌る。

一労働組合の資格認定に關する事項

二労働組合規約の考査に關する事項

三労働組合の法令違反に關する事項

四労働組合法第十一條違反に關する事項

五労働協約の適用に關する事項

六その他労働組合法及び労働關係調整法による労働委員會の職權運營の基準に關する事項

第七條 相談課においては左の事務を掌る。

一労働組合の組織及び活動並びに労働協約に關する相談指導に關する事項

二労働關係の調査研究及び建議に關する事項

第八條 第三部は労働爭議の豫防並びに解決のための斡旋、調停及び仲裁に關する事項を掌り、斡旋課及び調停課の二課を置く。

第九條 斡旋課においては左の事務を掌る。

一團體交渉の斡旋に關する事項

二労働爭議の豫防及び斡旋に關する事項

第十條 調停課においては左の事務を掌る。

一労働爭議の調停に關する事項

二労働爭議の仲裁に關する事項

中央労働委員會事務局分課規程

(三)

第一條 中央労働委員會事務局に各部を置く

第一部 第二部 第三部

第二條 第一部は庶務及び議事に關する事項、局内事務の綜合調整並びに局外との連絡に關する事項を掌り、総務課及び議事課の二課を置く

第三條 総務課においては左の事務を掌る。  
一 会長及び事務局長の秘書に關する事項  
二 会印及び事務局印の管守に關する事項  
三 局員の身分進退及び服務に關する事項  
四 文書の發受編纂及び保存に關する事項  
五 成案文書の審査及び進達に關する事項

六 予算及び会計に關する事項

七 財産及び物品の取扱に關する事項

八 働人の進退及び監督に關する事項

九 局中取締に關する事項

十 その他他課の所管に屬しない事項

第四條 議事課においては左の事務を掌る。

一 會議の招集及び開催に關する事項  
二 會議の記録及び資料の整備に關する事項  
三 委員、調停委員及び斡旋員に關する事項  
四 勞働關係資料の蒐集編纂並びに刊行に關する事項

五 涉外連絡に關する事項

六 關係他機關との連絡に關する事項

七 局内事務の企畫及び綜合調整に關する事項

第五條 第二部は労働組合關係法令の適用に關する事務を掌り審査

課及び相談課の二課を置く。

第六條 審査課においては左の事務を掌る。

一 勞働組合の資格認定に關する事項

二 勞働組合規約の考査に關する事項

三 勞働組合の法令違反に關する事項

四 勞働組合法第十一條違反に關する事項

五 勞働協約の適用に關する事項

六 その他労働組合法及び労働關係調整法による労働委員會の職權運營の基準に關する事項

第七條 相談課においては左の事務を掌る。

一 勞働組合の組織及び活動並びに労働協約に關する相談指導に關する事項

二 勞働關係の調査研究及び建議に關する事項

第八條 第三部は労働爭議の豫防並びに解決のための斡旋、調停及び仲裁に關する事項を掌り、斡旋課及び調停課の二課を置く。

第九條 斡旋課においては左の事務を掌る。

一 團體交渉の斡旋に關する事項

二 勞働爭議の豫防及び斡旋に關する事項

第十條 調停課においては左の事務を掌る。

一 勞働爭議の調停に關する事項

二 勞働爭議の仲裁に關する事項

中勞安委第十號

昭和二十二年一月十一日

中央労働委員會事務局  
厚生省勞政局



厚生大臣官房秘書課長 謹

中央労働委員會事務局 分課規程訓令  
の件に就いて

最近の労働事務に鑑み中央労働委員會事務局の機械を急速に整備する  
必要があるので別紙案に依り分課規程訓令方御手續相成り度く依頼す

255